

令和5年9月13日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長
高井康之
(公印省略)

令和5年台風第13号に伴う災害に係る介護報酬等の取扱いについて

平素は本会事業に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記について通知がありました。本通知は、令和5年台風第13号に伴う災害について、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、厚生労働省が今般の被災に伴う介護報酬等の取扱いについて整理し、各都道府県介護保険担当主管部局等宛てに事務連絡を発出した旨の連絡です。

具体的には、避難所や避難先の家庭等で生活している要介護者及び要支援者に対して居宅サービスを提供した場合においても介護報酬の算定は可能であることや、被災等のために介護保険施設等の入所者が一時的に別の介護保険施設や医療機関等に避難している場合、避難先の施設等へ入所・入院等を行い、避難先の施設等が施設介護サービス費や診療報酬を請求することを原則とするものの、一時的避難の緊急性が高く手続が間に合わない等やむを得ない場合に、これまで提供されていたサービスを継続して提供できていると保険者が判断したときは、避難前の介護保険施設等が施設介護サービス費等を請求し、避難先の介護保険施設や医療機関等に対して、必要な費用を支払う等の取扱いとしても差し支えない旨などが記載されています。

なお、事業所等が被災したことにより、一時的に指定等基準や介護報酬の基本サービス費や加算の算定要件を満たすことができなくなる場合等がありますが、今回の厚生労働省の整理はあくまで例示であり、その他の柔軟な取扱いを妨げるものではないとされています。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知賜りますとともに、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・令和5年台風第13号に伴う災害に係る介護報酬等の取扱いについて（令5.9.9 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課）